

報告第2号

専決処分した事件の報告について

霧島都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和4年5月9日提出
霧島市長 中重真一

写

専決第2号

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

霧島市長 中重 真一



霧島市条例第17号
令和4年3月31日

一 霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例

霧島市都市計画税条例（平成17年霧島市条例第72号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し及び同項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第3項の見出し及び同項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項の見出し及び同項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項の見出し及び同項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第14項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「第10項及び第11項」を「第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項の「農地」を「附則第13項の「農地」に、「附則第12項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に改め、同項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加え、同項を附則第8項とし、附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

- 6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の霧島市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。